佐野市医療費助成に関する条例（平成17年佐野市条例第120号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（妊産婦）

個人情報保護委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	佐野市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	70-2 ： 妊産婦の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	佐野市医療費助成に関する条例（平成17年佐野市条例第120号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（妊産婦）
②番号法別表の項	70	
③利用特定個人情報提供省令第２条の表の項	96	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		佐野市個人番号の利用に関する条例別表第１　第２の項 佐野市医療費助成に関する条例（平成17年佐野市条例第120号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（妊産婦）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子保健法（昭和40年法律第141号）第1条	佐野市医療費助成に関する条例（平成17年条例第120号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図る）ため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、（母性並びに乳児及び幼児）に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。	この条例は、（妊産婦）、こども、重度心身障がい者及びひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、これらの者の（保健の向上及び福祉の増進を図ること）を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		佐野市医療費助成に関する条例（平成17年条例第120号） 佐野市医療費助成に関する条例施行規則（平成17年規則第86号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	佐野市医療費助成に関する条例第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	佐野市医療費助成に関する条例第5条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ｲ1	佐野市医療費助成に関する条例施行規則第３条第１項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ｲ2	佐野市医療費助成に関する条例施行規則第３条第１項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ｲ3	佐野市医療費助成に関する条例施行規則第３条第１項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ｲ5	佐野市医療費助成に関する条例施行規則第３条第１項

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2.事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令98条 項号	佐野市医療費助成に関する条例第5条
②事務の内容	母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務	佐野市医療費助成に関する条例第5条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令98条 項5号	佐野市医療費助成に関する条例施行規則第５条第１項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	

届出情報

届出日	2024年10月10日
独自利用事務の対象者	妊産婦
番号法第９条第２項の条例に規定した日	2024年10月03日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	

保護評価書のURLリンク	
委任関係	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.